○四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百八十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知県高岡郡四万十町床鍋字新開四一五番二から同町床鍋字新開四一二番五まで	前	一三・八六～二〇・〇八メートル
	後	一七・二〇～二一・六七メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百八十一号	高知県高岡郡四万十町床鍋字福貴山一二二九番一から同町床鍋字船木野四〇八番六まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月十三日

○九州地方整備局告示第百十六号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十五年六月十三日

九州地方整備局長　吉崎　収

名称　国営吉野ヶ里歴史公園

位置　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手

区域　別紙図面のとおり（略）

（九州地方整備局に閲覧所を設け、平成二十五年六月十三日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十五年六月二十七日

○九州地方整備局告示第百十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十三日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人佐賀県建設技術支援機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	志津田　憲
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年四月十八日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	松永　政文、小野　龍太

(2)　変更年月日

平成二十五年四月十九日

○九州地方整備局告示第百十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十三日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人佐賀県建設技術支援機構

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	緒方　耕治
変更後	小野　龍太

(2)　変更年月日

平成二十五年五月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	緒方　耕治
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年四月三十日

○九州地方整備局告示第百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十三日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	永田　正人

(2)　変更年月日

平成二十五年四月十五日